

山口労働局下関公共職業安定所職員【休職代替臨時的任用職員】募集要項

山口労働局職員の休職に伴い、その代替職員を募集します。

1 職種

下関公共職業安定所に臨時的に任用される常勤職員

2 業務内容

下関公共職業安定所における以下の業務

- (1) 産業雇用情報の収集及び分析に関すること
- (2) 求人者その他の関係者及び職業訓練機関、教育機関その他の関係機関等に対する産業雇用情報の提供並びに産業雇用情報に係る相談及び職業紹介に関すること
- (3) 求職者に対する産業雇用情報の提供並びにこれに基づく職業指導及び職業紹介に関すること
- (4) (3) に関する企画及び連絡調整に関すること

3 募集人数 1人

4 応募資格

- (1) パソコンでのキーボード入力ができること（10 分間で 300 文字程度）
- (2) 統計業務に関する経験・知識があればなお良い
- (3) 以下に該当する方は応募できません
 - ①日本国籍を有しない方
 - ②国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 採用方法

選考による採用となります。

また、国家公務員法第 60 条第 1 項及び人事院規則 8-12（職員の任免）第 39 条第 1 項第 2 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを予定していますが、当該休職者の休職期間が更新された場合は、任期を更新することがあります。

ただし、更新は 1 回を限度とし、更新後の任期は最長 6 か月とします。

6 採用日

令和 8 年 12 月 1 日（火）を予定しています。

7 勤務地

下関公共職業安定所（山口県下関市貴船町 3 丁目 4 番 1 号）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までは休憩時間）

の 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

（１）履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（就職支援に関する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

（２）作文の提出

次の課題について、作文による書類審査を実施します。

＜作文の課題＞（800 文字程度）

「志望動機（自らの能力・経験を生かして）」をテーマにして、A 4 版ヨコ書き、800 文字程度で作成してください。※提出様式は任意とします。

（３）応募先

（１）及び（２）を１つの封筒に同封し、山口労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記１３のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

また、応募書類については、不採用の場合、返却いたします。

11 応募期限

令和 8 年 10 月 29 日（木）必着

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴及び作文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の作文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和8年11月5日(木) 発送予定

(合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和8年11月10日(火) 予定

(詳細な日時及び場所については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

令和8年11月16日(月) 発送予定 (合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

13 応募などに関する照会先

山口労働局総務部総務課人事係(井本、西村、景山)

住所：〒753-8510 山口県山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館

電話：083-995-0360

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。採用時の俸給月額（基本給に相当）は、行政職俸給表 3 級 1 号俸を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当省の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

行政職俸給表（一）初任給基準表のその他区分の適用を受ける場合の例

（例 1）15 年程度の経験年数を有する場合の俸給額 323, 100 円

（例 2）22 年程度の経験年数を有する場合の俸給額 346, 600 円

※（例 1）～（例 2）の俸給額に地域手当は含まない。

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当…扶養親族のある者に、子 1 人につき 13, 000 円等

住居手当…借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28, 000 円

通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 150, 000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）…在職期間に応じて支給します。